基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十一日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十八日

岐阜市千石町一丁目一六番地

株式会社岐阜北税理士会館

代表取締役　岩田　敏男

限定承認公告

本籍北海道夕張郡栗山町字御園三七五番地六、最後の住所北海道江別市高砂町四一番地の二　被相続人　亡　山下　利秀

右被相続人は平成二十四年八月二日死亡し、その相続人は平成二十五年四月四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

札幌市中央区北二条西一三丁目一番一号

KBLD^{2}八階北澤慎之介法律事務所

相続財産管理人山下和幸

代理人弁護士　北澤慎之介

限定承認公告

本籍福島県双葉郡楢葉町大字上繁岡字小六郎九番地一、最後の住所福島県いわき市平字作町二丁目六番地の三南四　被相続人　亡　結城　昭重

右被相続人は平成二十五年二月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

福島県いわき市平成二丁目五番地の一四

相続財産管理人　結城　伸芳

限定承認公告

本籍宮城県大崎市古川七日町二三番地二、最後の住所宮城県大崎市古川小野字上蝦沢五七番地　特別養護老人ホーム寿楽苑　被相続人　亡　小野寺治男

右被相続人は平成二十四年一二月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十日仙台家庭裁判所古川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

埼玉県志木市館二丁目三番一三―四〇五号

限定承認者　小野寺　弘

限定承認公告

本籍埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目四七四七番地、最後の住所埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目三番二九号　被相続人　亡　辻　知機

右被相続人は平成二十四年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目三番二九号

限定承認者　辻　みつゑ

限定承認公告

本籍東京都葛飾区堀切一丁目三一番、最後の住所埼玉県草加市谷塚一丁目二二番一七号あんしんホーム草加二〇五号　被相続人　亡　稲垣幸太郎

右被相続人は平成二十四年十二月七日死亡し、その相続人は平成二十五年四月五日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

埼玉県越谷市千間台西三―一―六―三〇七

相続財産管理人　稲垣　幸洋

限定承認公告

本籍静岡県磐田市中泉一六八五番地一、最後の住所静岡県掛川市吉岡一〇八八番地の五　被相続人　亡　久保田紘一

右被相続人は平成二十五年一月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

静岡県浜松市中区中央一丁目九番一七号

ワイビル四階　渡辺昭法律事務所

限定承認者久保田みか

同代理人弁護士　山本　晃久

限定承認公告

愛知県豊橋市関屋町一九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　隆

右被相続人は平成二十四年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月八日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

愛知県豊橋市三ツ相町一六番地の四〇

相続財産管理人　鈴木　恭介

限定承認公告

本籍島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷一五七四番地、最後の住所大阪府堺市南区庭代台二丁一番一四―三〇五　被相続人　亡　小柏　建二

右被相続人は平成二十五年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年四月八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

神戸市中央区二宮町一丁目九番一四号

相続財産管理人　田橋　一

限定承認公告

本籍福岡県みやま市高田町田尻九二七番地二、最後の住所福岡県みやま市瀬高町松田四四五番地　被相続人　亡　松田　勝明

右被相続人は平成二十四年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十八日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

福岡県北九州市小倉南区富士見二―九―二二―一二〇一

相続財産管理人　松田　将大

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年四月九日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から五万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年四月十八日

三重県四日市ときわ一丁目二番四〇号

北勢生コンクリート協同組合

代表理事　山口　国輝

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年四月一日（号外第六十九号）目次欄中（原稿誤り）				
二一	二	二一～一八（終りから）	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九条第一項に規定する主務大臣が定める基準の一部を改正する件	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第一項に規定する主務大臣が定める基準の一部を改正する件
平成二十四年十二月二十一日（号外第二百七十七号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第六号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件）（原稿誤り）				
二〇ページ下段終りから六行目の「(2)―1291」を削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十八日付第八四号六四五日付参会第一一号一二ページ

ページ●同日付政府調達第七二号三二ページ●三月十一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）